

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

許認可等の内容		専用水道の布設工事着手前の確認
根拠法令及び条項		水道法第 3 2 条
標準 処理 期間	根拠条項	水道法第 3 3 条
	設定等年月日	平成 2 5 年 4 月 1 日
	標準処理期間	3 0 日以内
審査 基準	根拠条項	水道法第 5 条 水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年厚生省令第 15 号） 「専用水道取扱要領」
	参考事項	1 提出部数正本 1 部、副本 1 部 2 添付書類法第 33 条第 1 項及び水道法施行規則第 53 条各号
	設定等年月日	平成 2 5 年 4 月 1 日
	<p>1 水道法第 5 条各号に定める施設基準に適合すること。</p> <p>2 施設基準の詳細は、水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年厚生省令第 15 号）及び「専用水道取扱要領」第 3 の 1 による。</p> <p>（専用水道取扱要領）第 3 届出等</p> <p>1 確認申請</p> <p>（1）法第 33 条に定める確認申請は、専用水道布設工事確認申請書によるものとする。</p> <p>（2）既存の専用水道に、水道施設の新設、増設及び改造の工事を行う場合、法第 32 条により確認を受けべき「布設工事の設計」とは、既存の専用水道と有機的に一体をなす水道施設として設置される予定の工事の設計をいうものであること。ただし、法第 33 条に定める申請書に添付すべき工事設計書及び書類とは、当該工事設計の確認を行ううえで必要とされる既存の専用水道にかかるものを含むのであること。</p>	